

2024 年 2 月 27 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ウズベキスタン共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ウズベキスタン全土
- (3) 案件名：産業部門における省エネルギー推進融資計画（The Project for Energy Efficiency and Conservation Promotion Financing in the Industry Sector）
- (4) 計画の要約：
本計画は、ツーステップローンによる譲許的融資を通じて、産業用施設における省エネルギー機材の導入を促進することにより、省エネルギーの促進を図り、同国のコスト構造改善を通じた企業の競争力向上に加え、気候変動対策や脱炭素社会の実現、及びエネルギーの安全保障に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
ア ウズベキスタン共和国（以下、「同国」という。）は、東アジアと欧州を結ぶ回廊として地政学的に重要である。同国は歴史的経緯からロシアとの関係が強いが、ロシアによるウクライナ侵略以降、ロシアと一定の関係を維持しつつ、他の地域との関係を考慮した外交を展開している（2023 年、中国、EU、湾岸協力理事会（GCC）が中央アジアとの首脳会合を開催）。こうした中、我が国は、世界に先駆けて 2004 年に「中央アジア＋日本」対話を立ち上げ、自由で開かれた持続可能な発展を達成するため、「人への投資」と「成長の質」を重視した協力を行ってきており、2024 年にはあり得べき「中央アジア＋日本」首脳会合の開催を見据え、同国を含む中央アジア外交に一層積極的に関与してきている。
イ 同国政府指導部は、我が国の ODA を高く評価しているほか、我が国の国連安全保障理事会常任理事国入りを支持する等、良好な二国間関係を維持しており、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化する上で重要な戦略的パートナーであるところ、同国への支援を継続していく必要がある。
ウ 同国は、2022 年の大統領令「新ウズベキスタン開発戦略 2022～2026」において 20%のエネルギー効率改善に言及しているほか、2023 年の「国家戦略 2030」において、経済のエネルギー効率を 2 倍にすることが明示されるなど、エネルギー効率化を推進する方針を示している。また、パリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」において、2030 年までに GDP 単位あたりの GHG 排出量を 2010 年比で 35%削減することを表明するなど気候変動にも取り組んでいる。我が国は、岸田総理が COP26 において途上国の脱炭素化を進めることを表明したところであり、本案件は、同国政府が推進する政策を後押しするものである。
エ さらに、同国では、近年の経済成長により同国の天然ガスの生産量を上回る需要があるため、2023 年からロシアから天然ガスの輸入を開始した。こうした状況

を踏まえ、同国が他国からのエネルギー輸入に過度に依存しない経済構造を構築すべく、本案件を通じ、エネルギー効率化や再生可能エネルギーの推進を側面支援することは、近年のウクライナ情勢も踏まえ、同国のエネルギー安全保障の観点からも外交的意義がある。

オ なお、本事業は、SDGs ゴール 7（クリーン・エネルギー）、8（包摂的かつ持続可能な経済成長）、9（産業と技術革新）、13（気候変動）に寄与するものである。

(2) 当該国におけるエネルギーセクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
同国の 2018 年の名目 GDP あたりの一次エネルギー供給は 920ktoe/bUSD であり、世界平均の 166ktoe/bUSD よりも極めて高い（UN/IEA 2018）。さらに、エネルギー源の約 99%を化石燃料（うち、90%が国産の天然ガス）に依存していることから、GDP あたりの温室効果ガス（GHG）排出量は 1.23kg/USD と世界 9 位の水準である（IEA、2017）。

同国のエネルギー需要全体のうち、産業部門が占める割合は 24%となっており、そのうち電気の比率が最も多く 47%を占める。さらに、今後の経済発展に伴って電化が進み、2030 年の産業部門の電力消費量は、2018 年の 2.2 倍になると見込まれている（JICA、2022）。かかる観点から、産業部門における省エネ対策が喫緊の課題となっている。特にエネルギー多消費産業である土石・セメント業、ガス精製業、化学工業、鋳業においては、ボイラーやポンプ、モーターなどについてエネルギー効率改善（ガスから電気への転換を含む）の余地があることがわかっており、老朽化が進んでいるこれらの機材をよりエネルギー効率の良いものに置き換えることで大きな省エネ効果が見込まれる（JICA、2022）。

これまで同国においては、政策的に電気料金が安価に設定されており、機材の省エネ効率の向上だけでは省エネベネフィットが得られず、投資回収が困難な状況であったが、2023 年 10 月 1 日から産業部門の電力料金が 2 倍に引き上げられ（2023 年 9 月 16 日付の政令 No.475）、省エネに対する行動変容が進むことが予想される。こうした背景を踏まえ、ツーステップローンを通じた譲許的な融資や政府補助金など、企業に対して省エネルギー機材の導入に対する財政インセンティブを用意し、産業部門に対して省エネ機材導入に向けた投資を促すことにより、省エネ政策を後押ししていくことが有効と考えられる。

上記 2（1）ウのとおり、同国は省エネ推進を喫緊の課題としており、産業部門における省エネルギー推進融資計画（以下、「本計画」という。）はツーステップローンによる譲許的融資等を通じて、産業用施設における省エネルギー機材の導入を促進し、エネルギー消費量及び GHG 排出量の削減を図るものであり、同国政策上の優先度は高い。

3. 計画概要

* 協力準備調査の結果変更されることがあります。

(1) 計画概要

① 計画内容

ア) ツーステップローン：仲介金融機関を経た産業・事業者向けの省エネ機材導入のための資金供与

イ) コンサルティング・サービス：事業実施促進、省エネルギー機材導入促進融資の技術面の支援等

② 期待される開発効果

融資を受けて省エネ化した企業数が 0（基準値）から 21（目標値）になることにより、産業・事業者における省エネ推進への貢献が期待される。

③ 借入人（円借款の場合）：ウズベキスタン共和国（The Republic of Uzbekistan）

④ 計画実施機関／実施体制：エネルギー省（Ministry of Energy）。同省が財務省と共に仲介金融機関を選定し、JICA 資金を転貸する。仲介金融機関は転貸資金を原資にエンドユーザーに融資を実施する。

⑤ 他機関との連携・役割分担：類似事業を実施中の世界銀行と実施方法や教訓に係る情報交換を行う。

⑥ 運営／維持管理体制：本事業で整備された省エネルギー機材の維持管理については、機材の所有者である産業・事業者が行う。

(2) その他特記事項

- 環境社会配慮カテゴリ分類：FI
- ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

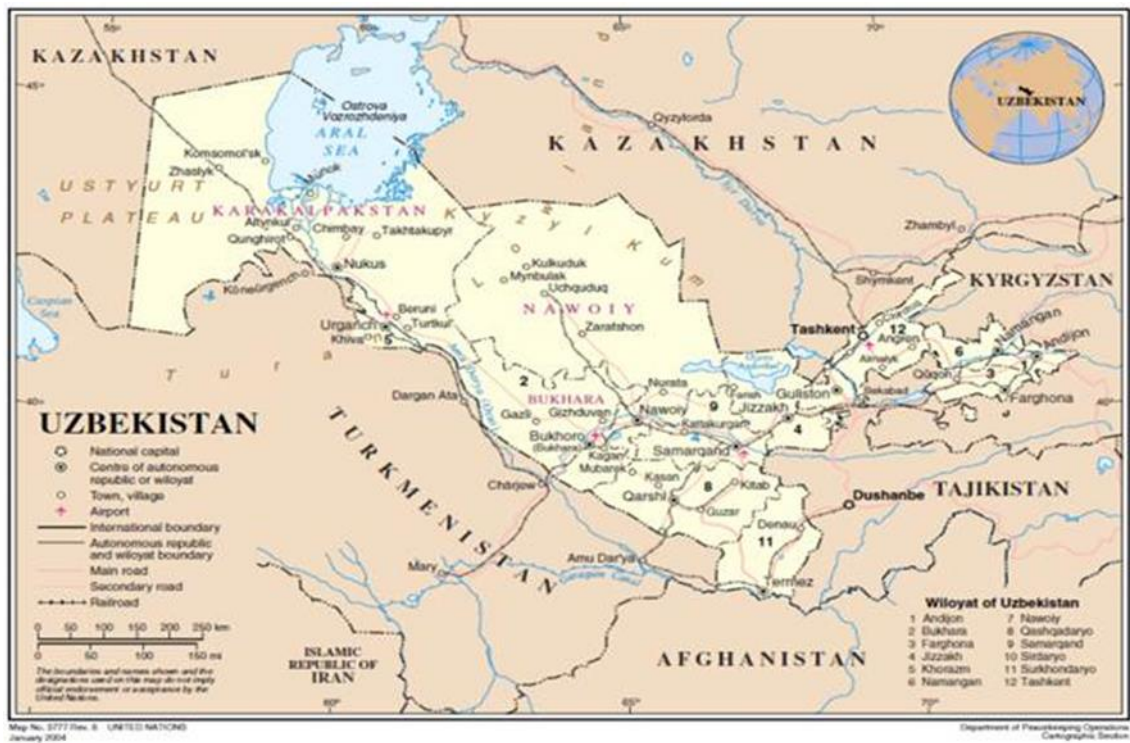
4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

マレーシア向け「中小企業育成事業」（評価年度 1998 年）の事後評価等から、複数の仲介金融機関を並列的に介在させる場合、各仲介金融機関はそれぞれの業務目的・特徴等を有しているため、サブローン規模・条件を一律とせず、各機関がターゲットとするエンドユーザーの資金需要や規模に応じて弾力的に取り扱うことが有効との教訓を得ている。そのため、本事業においても仲介金融機関にとって利便性の高い仕様とすべく、サブローン規模・融資条件の設定は各仲介金融機関の意見を考慮して決定する。

以 上

〔別添資料〕 産業部門における省エネルギー推進融資計画 地図

〔別添資料〕 産業部門における省エネルギー推進融資計画 地図



出典：United Nations, (<https://www.un.org/geospatial/content/uzbekistan>)